

電子商取引の普及に向けて

白石 高 義

(受付 2001年4月10日)

Abstract

I divide a problem of electronic transactions (E-commerce) into the settlement and a contract.

In other words, it is a finance problem and a regulation problem.

By this thing, I describe a scenario to progress of E-commerce.

目 次

1. は じ め に
2. 電 子 決 済
3. 電子マネーにより提起される問題
4. 電子取引の契約上の問題
5. 電子取引の普及へのシナリオ検討
6. ま と め

1. は じ め に

金融取引は、伝統的な金融取引、預金、貸出、証券発行などに加えて、資産の証券化、金融派生商品など新しい金融技術が次々と開発されてきた。また、これまで銀行が中核的な役割を担ってきた決済機能の面でも、情報処理、なかんずく、インターネットなどの発達により企業間での電子決済、さらに銀行以外の各種機関の関与する電子マネーが出現してきた。

ここでは、まず金融技術革新の一面として、電子決済に関し検討する。

次いで、電子取引、インターネット・ショッピングにおける契約に関連した検討を行う。

2. 電 子 決 済

決済は、売買取引等によって企業や個人の間には債権債務関係が発生する場合、その債権債務と同等の経済的価値を持つものを債務者から債権者へ移転させることによって、債権債務関係を消滅させることである¹⁾。このときの移転される経済価値が「決済手段」である。昔は、

1) 金融辞典, p. 111 東洋経済新報社 (1994)

貴金属などがその機能を果たしたが、現代では、法律によって強制通用力を与えられた現金、および預金がそれに該当する。さらに、こうした決済手段（貨幣的価値）を移転させる方法、例えば、銀行預金の口座振り込み、デビット・カード利用は即時に利用者の預金口座からの引き落としの指示が行われ、また、クレジット・カード利用によれば時間を経て利用者の預金口座からの引き落としの指示が必要である。これを「決済方法」と呼ぶ。

電子情報技術の進歩により、決済の電子情報化が話題になっているが、決済の電子情報手段化は、消費者が所持する携帯端末（IC カードを含む）に銀行預金の一部を書き移す。このことにより、預金の金銭価値がデータに移動しその記録データが価値を持ったものとなっている。これを交換または増減することにより決済を行う。

決済方法の電子情報化は、決済のための価値移転を指図するときに、その指図を情報システムを用いて行う。これは、経済的価値は預金通貨の形態をとり続けていて、銀行を通じ預金口座間の移転が行われる。

「決済手段」としての電子マネーは IC カード型、とネットワーク型が実験されている。

IC カード型は、消費者が払込金の見返りに電子マネー発行者から受け取る電子価値が、多目的プリペイドカードに記録、保管され、それを変化させることによって決済が行われる形態の電子マネーである。ネットワーク型の電子マネーは、消費者が払込金と見返りに電子的価値をネットワーク上で受け取り、その後、オンラインソフトにより前払い価値を利用した決済が行われる形態の電子マネーである。

IC カード型は、各国で実験され、明らかになったことは、この方式は専ら小口決済に用いられることである。この方式による決済は、スーパーマーケット、自動販売機、等でも利用しようとするのが特徴である。また、小売店の現金取り扱いコストを減らすとともに、消費者の小口決済における速度と利便性を向上させる。

ネット型は、現時点では、少数の国の限定的な範囲で実験されている。しかし、インターネット上の商品、サービスの購入の普及にこのタイプが利用される可能性がある。

この両者は、セキュリティ機能が IC 内にあるのか、PC 内にあるのかの差であり、今後さらに、パソコンに、IC カード端末が搭載されるようになれば、両者は連続した決済手段となる。

「決済方法」としては、電子銀行（Electronic Banking）、クレジットカード利用電子取引等が、電話、インターネットにより実験されている。

3. 電子マネーにより提起される問題

電子マネーは、従来の経済システムにどのような問題を発生させるであろうか。

- 安全性の問題
- 電子マネー発行益問題
- 通貨供給量コントロールの問題
- 銀行業務の問題
- 国境をまたがる問題

等があげられる。

安全性の問題は、消費者が電子マネーを安全な決済手段として用いることができるための条件や政策に関する問題であり、消費者保護の問題ということもできる。

これは、暗号技術を応用して解決していく方向にある。しかし、安全は当事者自身が解決しようとする意識が重要である。

電子マネー発行益問題は、民間で電子マネーを発行することになれば、従来は法律により中央銀行に与えられている銀行券の独占的発行権とそれに伴う通貨発行益が侵害される。さらにこれは通貨供給量コントロールの問題、すなわち金融政策の有効性維持を巡る問題にも直接関連する。

銀行業務の問題は、金融業の境界不明瞭化が広がってくる。

国境をまたがる問題は、電子マネーが多国家間で利用されたとき、これにはどの国の法律や規制が適用されるのか、あるいは国によって法の不整合をどうするのか等の問題である。

情報技術の進歩による電子マネーは、決済の利便性があるため次第に普及していくであろう。さらに順調に普及するための条件には、

- 安全な決済手段とみなされる
- 利用コストが安い
- 簡便に利用できる
- 支払い手段として一般的に認められる

があげられる。

安全な決済手段とみなされることは、先に述べたセキュリティ技術による安全性と価値としての安定性の両面からの安全が要求されるのである。価値としての安定性は、現金への完全な交換が保証されることである。このための条件をまとめると、

- 電子マネー発行者は、電子マネー保有者の要求がありしだい全額返済に応じること、
- 発行額は、全額が安全かつ流動的な資産で裏付けられていること、
- 電子マネーの裏付け状況を監視するために必要な財務情報を発行者は公開することが必要である。

利用コストは、従来の決済方法より安いことが望まれる。それには、情報伝達のための通信コストの問題である。米国では、広告料収入を財源とした、通話料なしのシステムが現れ

たことが報道されている²⁾。これこそまさに情報技術革命につながることからである。

簡便性とは、金額の分割可能性、転々流通性、オンラインおよびオフラインでの共用可能性などがあげられる。これらは技術的には可能であるが、コストと公共政策上の議論が必要である。

電子マネーが真に普及するためには、どうしても支払い手段として利用者から認めてもらわなければならない。これには、公的当局の政策方向に大きく依存する。

4. 電子取引の契約上の問題

電子データは、その複製や変造が容易であることから、従来からの書面によるもののような唯一性が確保できず、取引の成否等を確認するには不安がある。このことは、従来の商取引での信認システムと対応した解決しなければならない問題を検討する。これには、

- 認証の困難さ
- ブラックボックス性
- リアルタイム性
- リスクの予見可能性の低さ
- 国際間問題

がある。

商取引において、取引の当事者同士が相手を確認めあうことがまず必要である、そうでなくても、取引を行う対象物を確認めることが必要であるが、インターネットショッピングでは困難である。ここに電子取引で、受領したデータが取引の相手が送信したデータと同じものであることを保証すること、即ち、一貫性・正当性の保証が「認証」で、重要である。

認証の困難は、電子取引におけるブラックボックス性によるものである、まず相手の顔が見えない、一般利用者にとっては、取引がどのように行われているか、自分に関する情報がどのように授受されているのか不安である。

次に、電子取引に伴う意思表示の伝達は、遠隔地者間であってもほとんど瞬時に行われる。従来の取引では、手紙や電報程度のものであった。このため混乱が生ずるかもしれない³⁾。

このことは、取引における契約と決済および取引物の授受の間の時間差が従来と大幅に異なってくることが予想される。

このように認証の困難、ブラックボックス性による原因究明の困難さから電子取引の課題は、どのようなトラブルが起こるか、またその影響を予測することも困難といえる。

2) クローズアップ現代, NHK

3) 民法97条, 522条

なお、電子取引では、国境をまたがる商取引が増えることになる。国際間の取引では、その国の慣習や法制度の違いのため、さらに複雑な問題となる。例えば、消費者保護の法制度が国によって違いがあり、損害賠償の請求が認められたとしても、どこまで執行できるかは不明である。

このように電子取引上の契約関係、特に国をまたがる場合には複雑な問題を含んでいる、このため、米国ホワイトハウスは1997年7月に「電子取引のためのフレームワーク」⁴⁾を公表している。これの前文に、電子取引によって政府は新しい課税や規制をするのではないかと注目している。このために、原則として、一言で言うと、米国政府は規制のための規制をしない市場主導の声明をしている。課題として、

- 電子取引に対する非課税の提案
- 電子決済システムを規制しない方針
- 電子商取引のための標準契約、電子交渉の有効性や標準的な取引ルールについて、法律的な整備をする。
- 知的財産権の保護。
- 個人情報情報の保護。
- セキュリティ特に暗号政策の問題。
- 輸出規制の問題。
- 有害文章の規制のあり方について。
- 標準化よりも競争の促進を重視する政策を提案している。

が挙げられている。

5. 電子商取引の普及へのシナリオ検討

以上電子商取引に対する問題を決済と契約にわけて述べた。これらの結果をもとに電子商取引の今後普及発展への問題を検討する。このため、ある一行政区画のような狭い領域の場合と、国をまたがるような広域の場合にわけて検討する。

1) 狭い領域における電子商取引

今、盛んに実験が行われているものだが、これは従来からの取引慣習を引き継いで行われている。

これは今後、さまざまなシステムが試されるが、これに伴い多くの問題が発生し、これを解決することにより普及していく。

4) <http://www.whitehouse.gov/WH/New/Commerce/summary.html>

ここでの最大の課題は、広い意味での安全性である。これには、このシステムでの情報開示がもっとも必要とされる。

2) 広域電子商取引

ホームページ・ショッピング等で、クレジットカード形式の取引が日本からアメリカ、ヨーロッパ等の間にすでに行われているが、この種の商取引が中心に発展するであろう。

このとき、上述の、「電子取引のためのフレームワーク」にある原則、

- 民間主導
- 特別な規制、標準化はしない
- 知的財産の保護、プライバシー保護以外の政府干渉はしない
- インターネットの品質向上とコスト削減
- 契約の標準化などの基本的法律の整備

をもとに普及が進められるであろう。

ここでまず取り上げられなければならない課題は、消費者の保護である。

通常クレジットカードを使った商取引での契約には、クレジットカードの加盟店とクレジットカード会社間の取り決め、およびカード会員とカード会社間の取り決めが行われている。

インターネットショッピングは通信販売と見なされ、クレジットカードの利用は割賦販売と見なされる。このため、コンピュータソフトや音楽、ビデオデータのダウンロードは通信販売で割賦販売品にする必要はないが消費者保護の立場から割賦販売品と見なして取引契約するのが適当のようである。

現状を見るに、我が国の消費者信用産業は、サービスの提供者、受手双方共に準備不足である。このままクレジット社会が急速に拡大すると、多重債務者、カード犯罪、プライバシーの侵害等が増加してくる。

この原因は、貸手側では、信用情報などの基盤整備の不足、過当競争の影響による与信判断の甘さ、不正使用発見能力の不足。

消費者側では、支払能力を超えた無計画な利用、自己責任意識の低さ、クレジットに関する知識や情報不足。等が指摘できる。

このためには、与信体制の整備、信用情報機関の登録情報の充実と情報の公開、個人情報保護の確実な推進、加盟店管理の強化、商業倫理、消費者への教育と情報の提供、苦情提言の汲み上げ、カウンセリングの充実などが図らなければならない。

6. ま と め

ここでは、電子取引について検討し、これに関連した問題点を述べた。次いで、取引の契約の面から論じ、ここでの問題を検討した。これ等と米国ホワイトハウスの電子取引に対するフレームワークなどを参考に電子取引の普及への展望を検討した。

なお、本研究は、本学総合研究所、1997～1998年度調査研究「電子取引システムの分析」によって行ったものである。

参 考 文 献

- 館 龍一郎：金融辞典，東洋経済新報社（1994）
岡部光明：現代金融の基礎理論，日本評論社（1999）
日立製作所・新金融システム推進本部編：電子マネー，日刊工業新聞社（1996）
木下，日向野，木寅：電子決済と銀行の進化，日本経済新聞社（1997）
日本経済新聞社編：電子金融の衝撃，日本経済新聞社（1996）
岡部光明：環境変化と日本の金融，日本評論社（1999）
高橋，松井：インターネットと法，有斐閣（1999）
L. マンデル，根元，荒川訳：アメリカクレジット産業の歴史，日本経済評論社（2000）
民法97条，522条
<http://www.whitehouse.gov/WH/New/Commerce/summary.html>